

## 更なる感染拡大防止に向けた呼びかけについて

令和4年1月14日  
飯 能 市

新型コロナウイルス感染症については、埼玉県においても新たな変異株の市中感染が確認されるなど、再度の感染拡大が懸念されていることから、市民に対して防災行政無線の放送による呼びかけを実施します。

### 1 周知方法

#### (1) 防災行政無線の放送による周知

〔実 施 期 間〕 令和4年1月17日（月）～当面の間

〔放送日及び回数〕 原則として、2日に1回程度

〔放 送 時 間〕 午前又は午後、夕方

#### (2) 市ホームページ、飯能市メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、飯能市ご当地アプリによる周知

### 2 周知内容

#### (1) 令和4年1月6日付け埼玉県からの通知及び1月12日付けの県民に対する要請内容を基本に防災行政無線放送等による周知を行います。

##### ○何よりも基本的な感染防止対策を

- ・外出の際には、特に気を付けて、できる限り混雑を避けて
- ・体調がすぐれない場合、外出を見送って
- ・会話の際は、大声を控え、必ずマスクの着用を
- ・業種別ガイドライン等を遵守している施設の利用を

- ##### ○県境をまたぐ移動は、基本的な感染防止対策に加え、特に三つの密を回避するとともに目的地以外には立ち寄らないよう徹底すること。 発熱等の症状がある場合は、外出を控えること。